

議 事 録

令和3年12月10日

| | | |
|------------|--|-------------|
| 開催場所 | 本庁 2階 202・203会議室 | 13:30～15:20 |
| 会議名 | 第17回 伊賀市農業委員会総会 | |
| 出席者 | 吉岡康 森下光 吉岡輝 玉岡 西山 前田 高田 西田 藤室 | |
| | 木下 山口 森中 福森 奥沢 坂本 山本 森下 北川 垣内 | |
| | (計18名) | |
| 欠席者 | 大田 金谷 福地 宮本 森本 中井 | |
| 事務局 | 東 福山 小林 中森 | |
| 議 事 | | |
| 議長 | 皆様おそろいですので、只今から第17回伊賀市農業委員会総会を開催します。それでは総会の成立報告を事務局からお願いします。 | |
| 事務局 | 本日も新型コロナウイルス感染症対策として、出席委員について調整させていただいております。総数24名中18名で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程による成立要件の過半数に達しております。本総会の成立をご報告させていただきます。 | |
| 議長 | 今回の総会日程は本日1日といたしたいと存じますが、これに異議ございませんか。 | |
| 一同 | 異議なし。 | |
| 議長 | 次に議事録署名者の指名を行いたいと存じます。14番の坂本委員、16番の山本委員にお願いします。本総会の会議は、農業委員会等に関する法律第32条の規定により公開することになっていますので、ご承知おきください。 | |
| 議長 | 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は何れも報告案件ですので一括して報告いたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。 | |
| 事務局 | 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明します。 賃貸借の合意解約がなされ、報告件数22件、筆数は田51筆、面積は合計64,635㎡についての通知がありましたので報告いたします。 続きまして報告第2号 使用貸借契約の解約による通知についてご説明します。 無償の貸し借りである使用貸借の合意解約がなされ、報告件数3件、筆数は田6筆、面積は合計9,047㎡についての通知がありましたので報告いたします。 | |
| 議長 | 以上について、何かご発言はございませんか。 | |
| 議長 | ご発言が無いようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告第2号「使用貸借契約の解約による通知について」、は報告のとおりご承知おきください。 | |
| 議長 | 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第1号No.1～7について事務局より議案の朗読と説明を求めます。 | |
| 事務局 | No.1 柘植地区、所在地は小杉の田1筆、畑5筆、面積は合計1,292㎡、譲渡人は神奈川県大和市の〇〇さん、譲受人は小杉の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は12a、取得後は42aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が30年、妻が20年で常時従事されています。農機具は耕耘機を1台所有されており、野菜を耕作されます。申請地は自宅を取り囲むように隣接しており取得後も効率的に耕作できると認められます。譲渡人は譲受人の実の兄で、遠方に住んでおり農地の管理をできないことから近隣に住む弟に生前贈与するものです。なお申請農地にかかる借受人はおりません。 | |

| | |
|------|---|
| 事務局 | No.2 柘植地区、所在地は小杉の田1筆、畑5筆、面積は合計1,292㎡、譲渡人は神奈川県大和市の〇〇さん、譲受人は小杉の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は12a、取得後は42aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が20年、夫が30年で常時従事されています。農機具は耕耘機を1台所有されており、野菜を耕作されます。申請地は自宅を取り囲むように隣接しており取得後も効率的に耕作できると認められます。譲渡人は譲受人の義理の兄で、遠方に住んでおり農地の管理をできないことから近隣に住む弟夫婦に生前贈与するものです。なお申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.3 西柘植地区、所在地は愛田の畑1筆、面積は53㎡、譲渡人は愛田の〇〇さん、譲受人は愛田の〇〇さんです。同一世帯の親子間での生前贈与であるため耕作面積は変わらず58aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が35年で常時従事されています。農機具はトラクター、田植機、コンバインを各1台リースされており、今回の申請地には果樹が植えられています。申請地は自宅のすぐ前で取得後も効率的に活用できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.4 長田地区、所在地は朝屋の田1筆、面積は合計2,654㎡、譲渡人は〇〇の(株)〇〇代表取締役〇〇さん、譲受人は大阪府寝屋川市の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は36a、取得後はNo.5との増減により37aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は10年で本人が常時従事されています。農機具はトラクターをリースし、草刈り機等を所有されており、田植稲刈りを地元の営農組織に委託し、水稻を耕作されます。申請地は自宅から距離がありますが、取得する農地から3分の妹の自宅を拠点にしており、そこを拠点に農業をされますので取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.5 花之木地区、所在地は大野木の田1筆、面積は合計2,517㎡、譲渡人は大阪府寝屋川市の〇〇さん、譲受人は兵庫県西宮市の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は459a、取得後はNo.4との増減により458aで伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は5年で本人が常時従事されています。農機具はトラクターを2台、コンバインを1台、田植機を1台所有されており、取得後は水稻を耕作されます。拠点となる自宅から3分と近隣であり、取得後も効率的に耕作できると認められます。なお申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.6 府中地区、所在地は服部町の田1筆、面積は3,062㎡、譲渡人は名古屋市緑区の〇〇さん、譲受人は印代の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は221aであり、取得後251aとなり伊賀市の下限面積を満たしております。本人及び父、母が常時従事しており、取得後は梨を植える予定です。自宅から約1kmであり、周辺の農地を管理していることから、取得後も引き続き効率よく活用できると認められます。周辺地域の農業に対して支障はありません。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.7 府中地区、所在地は東条の田1筆、面積は953㎡、譲渡人は大阪市住之江区の〇〇さん、譲受人は坂之下の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は218aであり、取得後は228aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は50年で、本人が常時従事し、農機具は田植機、トラクター、コンバインを各1台所有し、許可後は水稻を耕作する予定です。取得する農地は自宅から20分と近隣であることから、取得後も引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して柘植地区担当委員、西柘植地区担当委員、長田地区担当委員、花之木地区担当委員、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 福森委員 | No.1について説明します。11月29日に現地立会を行いました。譲受人の自宅近くの農地の贈与であり特に問題はありません。 |
| 福森委員 | No.2について説明します。11月29日に現地立会を行いました。譲受人の自宅近くの農地の贈与であり特に問題はありません。 |
| 奥沢委員 | No.3について説明します。11月26日に現地立会を行いました。譲受人が既に耕作していることから特に問題はありません。 |

| | |
|------|--|
| 西山委員 | No.4、5について説明します。11月26日に現地立会を行いました。大字は違いますが近隣の農地の交換であり特に問題はありません。 |
| 高田委員 | No.6について説明します。11月26日に現地立会を行いました。譲受人が遠方に住んでおり、近隣の農家へ譲渡することから特に問題はありません。 |
| 高田委員 | No.7について説明します。11月26日に現地立会を行いました。譲受人が遠方に住んでおり、近隣の農家へ譲渡することから特に問題はありません。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 西田委員 | No.4について一部農作業を委託するとあったが、農地法上問題ないのか。 |
| 事務局 | 農業経営の中で農業の一部作業委託については問題ないとする。 |
| 一同 | 他に意見なし。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.1～7について、一括して採決することに異議はございませんか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 議案第1号No.1～7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第1号No.1～7は原案のとおり許可することに決定しました。続きまして議案第1号No.8～13について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | No.8 久米地区、所在地は守田町の田1筆、面積は706㎡、譲渡人は津市の〇〇さん、譲受人は、久米町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は76aで取得後の耕作面積は83aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が50年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機、トラクター、コンバインをそれぞれ1台所有しています。申請地は自宅から車で5分と通作について問題ありません。申請地は割田になっており、受人は渡し人の親と付き合いがあり、割田の一方を所有する受人に打診があり引き受けることになりました。取得後は水稻を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.9 久米地区、所在地は四十九の田3筆、面積は合わせて4,210㎡、競売物件の落札による所有権移転で譲渡人はありません。譲受人は服部町の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は683aで取得後の耕作面積は726aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が3年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機、トラクター、コンバイン、乾燥機をそれぞれ1台所有しています。申請地は自宅から車で10分ほどで通作について問題ありません。当該農地は、競売物件の入札により令和3年11月17日に開札され、譲受人が最高価買受申出人と決定され取得に至りました。現況は、前所有者がビニールハウスを建築し長期に渡り放置されていた農地で荒廃が進んでいますが、立会時に受人が前所有者に許可を経て、ハウスの残骸などを撤去し、表土を入れて畑地に復元すると確認しました。復元後は野菜を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.10 中瀬地区、所在地は寺田の田1筆、面積は1,236㎡、譲渡人は上野車坂町の〇〇さん、寺田の〇〇さん、譲受人は寺田の〇〇さん、〇〇さんです。譲受人の耕作面積はそれぞれ36a、29aで取得後の耕作面積はそれぞれ48a、41aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は〇〇氏が30年、〇〇氏が60年農業に従事しており問題ありません。農機具は、〇〇氏が田植え機、コンバインを〇〇氏がトラクター、耕耘機をそれぞれ1台所有しています。申請地はいずれも自宅から車で5分以内と通作について問題ありません。申請地は、地域の講(神社関係と聞いています)により管理されてきた農地で、この度、譲渡人が講から脱退することにより新たに管理する者を地域で決定し所有権移転するものです。取得後は水稻を作付けする予定で、祭事には振舞いも行うと聞いており、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |

| | |
|------|---|
| 事務局 | No.11、No.12 No.11、No.12は受人が同一人物のため纏めて説明いたします。神戸地区、所在地は古郡、比土の田9筆、面積は合わせて3,756㎡、譲渡人はNo.11が山出の〇〇さん、No.12が名張市桔梗が丘3番町の〇〇さん、譲受人は比土の〇〇さんです。譲受人の耕作面積は156aで取得後の耕作面積は192aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が38年、妻も30年農業に従事しており問題ありません。農機具は、田植え機、トラクター、コンバイン乾燥機をそれぞれ1台所有しています。申請地は自宅からいずれも10分以内で通作についても問題なく、〇〇氏については、分家から本家に戻す親族間の所有権移転で、〇〇氏については、農地を整理しており近隣を耕作する受人が取得するものです。取得後は水稻を作付けする予定で、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 事務局 | No.13 猪田地区、所在地は山出の畑1筆、面積は338㎡、譲渡人は西山の中島幸美さん、譲受人はゆめが丘の竹内毅さんです。譲受人の耕作面積は12aで取得後の耕作面積は15aとなり、伊賀市の下限面積を満たしております。農作業歴は本人が8年、父、母が30年、妻も5年農業に従事しており問題ありません。農機具は、トラクター、耕耘機、草刈り機をそれぞれ1台所有しています。申請地は自宅から10分程度で通作についても問題ありません。妻の姉の嫁ぎ先の農地を取得するもので、10月にも近隣の農地を取得しています。現在も野菜を耕作しており、引き続き効率よく活用できると判断します。なお、申請農地にかかる借受人はおりません。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して久米地区担当委員、中瀬地区担当委員、神戸地区担当委員、猪田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 玉岡委員 | No.8について説明します。11月25日に現地立会を行いました。譲受人が隣の田を含めて既に耕作をしていることから特に問題はありません。 |
| 玉岡委員 | No.9について説明します。11月25日に現地立会を行いました。農地パトロールで荒れていた農地を競売により取得するものであり特に問題はありません。 |
| 西田委員 | No.10について説明します。12月2日に現地立会を行いました。神社の関係者で管理している農地の関係者の変更であり特に問題はありません。 |
| 木下委員 | No.11について説明します。11月25日に現地立会を行いました。譲渡人は高齢でその息子も農業に従事しないため、地元の方で耕作することとなったため特に問題はありません。 |
| 木下委員 | No.12について説明します。11月25日に現地立会を行いました。譲渡人は相続で農地を取得したが農業の従事しないため、地元の方で耕作することとなったため特に問題はありません。 |
| 山口委員 | No.13について説明します。12月1日に現地立会を行いました。妹の夫へ贈与する申請であり、既に耕作していることから特に問題はありません。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第1号No.8～13について、一括して採決することに異議はございませんか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 議案第1号No.8～13について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第1号No.8～13は原案のとおり許可することに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第2号No.1～3について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |

| | |
|------|---|
| 事務局 | No.1 布引地区、所在地は広瀬の田1筆、面積は1,286㎡のうち691.8㎡、転用しようとする地目は雑種地です。申請人は広瀬の〇〇さんです。施設の概要は、農業体験施設来場者用の駐車場です。申請地は、伊賀市役所大山田支所から南東に約3kmに位置し、土地改良事業又はこれに準ずる事業で特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地となりますが、農業体験施設に併設する利用者駐車場であることから農業用施設に該当し例外的に許可し得るものになります。工事計画については、温室ハウス横に来場者駐車場10台分を整備する計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流します。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。なお申請地は農用地区域内農地になりますので農業用施設用地へ用途変更の手続きも併せて行っております。 |
| 事務局 | No.2 古山地区、所在地は東谷の畑1筆、面積は48㎡、申請人は東谷の〇〇さんです。申請地は、東谷公民館から南東へ約750mに位置し、周囲を宅地と雑種地に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地はカーポート及び駐車場として昭和56年から使用していることから、顛末書を添付させての申請です。申請地を含めて周囲の宅地と一体的に利用することから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設側溝へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 |
| 事務局 | No.3 鞆田地区、所在地は東湯舟の畑1筆、面積は768㎡、申請人は東湯舟の〇〇さんです。申請地は、東湯舟コミュニティーセンターから東へ約150mに位置し、周囲を宅地と山林に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は昭和50年に物置納屋を建設し平成28年に建設会社の作業場を建設し使用していることから、顛末書を添付させての申請です。申請地を含めて周囲の宅地と一体的に利用することから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。取水はなく排水は雨水のみで既設側溝へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して、布引地区担当委員、古山地区担当委員、鞆田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 森下委員 | No.1について説明します。11月29日に現地立会を行いました。申請地近くに民宿を作り、駐車場にしようとする申請です。申請地は沼田であり作物を作りにくい農地であることから特に問題はありません。 |
| 森中委員 | No.2について説明します。11月29日に現地立会を行いました。既に自宅の駐車場として使用しており、周辺に農地もないことから特に問題はありません。 |
| 山本委員 | No.3について説明します。11月30日に現地立会を行いました。申請地自宅周辺の土地であり、既に建設業に従事する息子の倉庫として利用しており、周辺に農地もないことから特に問題はありません。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第2号No.1～3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第2号No.1～3は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。議案第3号No.1～6について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>No.1 新居地区、所在地は東高倉の畑1筆、面積は737㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は京都市山科区の〇〇さん、譲受人は大阪府中央区の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は伊賀市立上野北小学校から北へ約900mに位置し周囲を宅地、山林、池に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は長年休耕地となっていることから今後は隣接する雑種地とともに太陽光発電施設として活用していくとのことで、今回の転用はやむをえないと判断します。工事計画は許可日より5か月間の計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを312枚設置し、設置割合は40%を超えています。なお、本申請はフィット法によらない太陽光発電施設になっており、経産省で電気小売事業登録を受けた事業者と譲受人の間で電気売買契約がされており、さらに電気小売事業者と中部電力間で再生可能エネルギー取引契約がなされています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p> |
| 事務局 | <p>No.2 新居地区、所在地は西高倉の田4筆、畑1筆、面積は合計606.61㎡、譲渡人は西高倉の〇〇さん他1名、譲受人は〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、資材置場として利用するものです。申請地は伊賀市立新居保育所から北東へ約300mに位置し、周囲を宅地、雑種地、線路に囲まれた基盤整備のされていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は譲受人の事務所と隣接していることから利便性もよく、他に代替地もないことから今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日より令和4年2月20日までの計画です。周囲にブロック積を行い、隣接する道路高で造成を行います。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p> |
| 事務局 | <p>No.3 新居地区、所在地は西山の田3筆、面積は1,314㎡、譲渡人は西山の〇〇さん、譲受人は堺市堺区の合同会社〇〇代表社員〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は西山地区公民館から西へ約600mに位置し、周囲を雑種地、山林に囲まれた基盤整備のされていない狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地の周囲は既に太陽光発電施設に転用されており、農地としての生産性も低いことから今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日より令和4年3月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを316枚設置し設置割合は40%を超えています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p> |
| 事務局 | <p>No.4 三田地区、所在地は大谷の田8筆、畑1筆、面積は合計4,842.91㎡、譲渡人は大谷の〇〇さん他6名、譲受人は奈良県奈良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地はJR伊賀上野駅から東へ約1.4kmに位置し、周囲を宅地、雑種地に囲まれた10ha未満の小規模集団に属する基盤整備のされていない農地であることから第2種農地と判断します。申請地の大半は長年休耕地となっており今後は太陽光発電施設として活用していくとのことで今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日より令和4年3月31日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路へ放流する計画です。太陽光パネルを1,000枚設置し、急傾斜の畦畔などパネルが設置できない部分の面積を除いたパネルの設置割合は40%を超えています。また雑種地を含む全体事業面積が5,846㎡で5,000㎡を超えていますので市の企画管理課に事前協議済みです。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p> |

| | |
|------|--|
| | No.5 三田地区、所在地は野間の田1筆、面積は1,319㎡、譲渡人は東京都東久留米市の〇〇さん、譲受人は柘植町の〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設、資材置場、駐車場として利用するものです。申請地はJR伊賀上野駅から南西へ約150mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地は長年休耕地となっていることから今後は太陽光発電施設及び資材置場、駐車場として活用することによって今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日より令和4年4月30日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを248枚設置し設置割合は40%を超えております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 |
| 事務局 | No.6 三田地区、所在地は野間の田1筆、面積は1,438㎡、譲渡人は大阪市天王寺区の〇〇さん、譲受人は大阪府中央区の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。転用しようとする地目は雑種地です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地はJR伊賀上野駅から南西へ約330mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地と判断します。申請地の南側には譲受人が太陽光発電施設を設置しており、効率的に利用できるよう本申請地も転用したいとのことで、今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日より5か月間の計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを312枚設置し設置割合は40%を超えております。なお、本申請はフィット法によらない太陽光発電施設になっており、経産省で電気小売事業登録を受けた事業者と譲受人の間で電気売買契約がされており、さらに電気小売事業者と中部電力間で再生可能エネルギー取引契約がなされています。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して、新居・三田地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 前田委員 | No.1について説明します。11月29日に現地立会を行いました。以前申請のあった土地の隣接地であり、譲渡人が県外に居住しており管理が困難であることから特に問題はありません。 |
| 前田委員 | No.2について説明します。11月29日に現地立会を行いました。低い田で利用が難しい農地を譲受人の申出で取得し資材置場とするということで特に問題はありません。 |
| 前田委員 | No.3について説明します。11月29日に現地立会を行いました。譲渡人が高齢で管理が困難な農地を太陽光発電施設とするということでやむを得ないと判断しました。 |
| 前田委員 | No.4について説明します。11月29日に現地立会を行いました。現在荒れている農地を太陽光発電施設とするということでやむを得ないと判断しました。 |
| 前田委員 | No.5について説明します。11月29日に現地立会を行いました。譲渡人が高齢で10年以上耕作されていない農地を太陽光発電施設とするということでやむを得ないと判断しました。 |
| 前田委員 | No.6について説明します。11月29日に現地立会を行いました。既に太陽光発電施設が設置されている隣接地を太陽光発電施設とするということでやむを得ないと判断しました。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.1～6について、一括して採決することに異議はございませんか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 議案第3号No.1～6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>全員賛成ですので、議案第3号No.1～6は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。 続きまして、議案第3号No.7～12について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>No.7 柘植地区、所在地は上村の畑1筆、面積は152㎡、譲渡人は千歳の〇〇さん、譲受人は上村の〇〇さんです。転用しようとする地目は宅地です。施設の概要は、自宅の庭として利用するものです。申請地は名阪国道上柘植インターから西へ約500mに位置し、集落内に介在する狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は譲受人の自宅に隣接していることから利便性もよく、他に代替地もないことから今回の転用はやむを得ないと判断します。工事計画は許可日より令和4年2月末日までの計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p> |
| 事務局 | <p>No.8 西柘植地区、所在地は下柘植の田6筆、面積は合計1,369.66㎡、転用しようとする地目は雑種地です。地上権設定者は下柘植の〇〇さん他1名、地上権者は名張市の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。施設の概要は、太陽光発電施設として利用するものです。申請地は名阪国道下柘植インターから東へ約1kmに位置し、周囲を山林と名阪国道に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は長年休耕地となっていることから今後は隣接する山林と一体利用で太陽光発電施設として活用していくとのことで、今回の転用はやむをえないと判断します。工事計画は許可日より6ヶ月間の計画です。土地造成は整地のみで、取水はなく排水は雨水のみで自然浸透の計画です。太陽光パネルを765枚設置し、設置割合は40%を超えております。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p> |
| 事務局 | <p>No.9 山田地区、所在地は炊村の田3筆、面積は合計5,271㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲受人は炊村の有限会社千堀機工 代表取締役 堀池光男さん、譲渡人は炊村の西口琢造さん他1名です。施設の概要は、農業用機械機具置場として利用するものです。申請地は伊賀市役所大山田支所から北西へ約3kmに位置し、土地改良事業又はこれに準ずる事業で、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断しますが、農地法施行規則第35条第5号による既存の施設の拡張であり、既存施設の敷地面積28,825㎡の2分の1を超えないものであることから、例外的に許可できるものとなります。譲受人の事業所に隣接して利便性が良いため施設の拡張を行うものですが、令和3年6月付けで農用地区域から除外された後、農地転用手続き前に転用行為を行っていたことから顛末書を添付しての申請となっています。譲受人の既存施設は山林に囲まれており、敷地拡張するための代替地がないことからこの農地を転用することはやむを得ないものと判断します。土地造成は整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで既設水路へ放流します。区や周辺の隣地土地所有者からの同意も得られており、周辺農地に支障はないと判断します。</p> |
| 事務局 | <p>No.10 長田地区、所在地は長田の田2筆、面積は合計3,783㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲受人は名古屋市中村区の〇〇株式会社代表取締役〇〇さん、譲渡人は長田の〇〇さん他1名です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用する計画です。申請地は、伊賀市浄化センターから南へ約800mに位置し、周囲を山林に囲まれた小規模な農地集団であることから第2種農地と判断します。申請地は長年休耕地となっていることから、太陽光発電施設として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和4年3月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設側溝へ放流する計画です。太陽光パネルを919枚設置し、設置割合は40%を超えており問題ありません。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。</p> |

| | |
|---------|---|
| 事務局 | No.11 花之木地区、所在地は法花の田1筆、面積は7,070㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は大阪府吹田市の〇〇さん、譲受人は大阪府堺市の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。施設の概要は、従業員用駐車場75台分及び資材置場として利用する計画です。申請地は、中法花集落センターから東へ約550mに位置し、土地改良事業又はこれに準ずる事業で特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地となります。現在の工場敷地16,157㎡の1/2の範囲で拡張し駐車場及び資材置場として利用するものであり、既存施設の1/2を超えない範囲の拡張に該当することから問題はございません。また、既存施設周辺は工場敷地若しくは第1種農地しかなく、今回の転用はやむをえないと判断します。工事計画は許可日より令和4年3月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設水路へ放流する計画です。地元地区、土地改良区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 |
| 事務局 | No.12 府中地区、所在地は千歳の畑12筆、面積は合計1,463㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲受人は滋賀県草津市の〇〇さん、譲渡人は大阪府富田林市の〇〇さん他6名です。施設の概要は、太陽光発電施設として利用する計画です。申請地は、名阪国道一之宮インターチェンジから北東へ約550mに位置し、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから第3種農地と判断します。申請地は長年休耕地となっていることから、太陽光発電施設として活用するというので、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和4年5月末日までの計画です。取水はなく排水は雨水のみで自然浸透及び既設側溝へ放流する計画です。太陽光パネルを308枚設置し、急傾斜で太陽光パネルが設置できない箇所を除いた結果、設置割合は40%を超えており問題ありません。区や水利組合、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して、柘植地区担当委員、西柘植地区担当委員、山田地区担当委員、長田地区担当委員、府中地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 福森委員 | No.7について説明します。11月29日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで特に問題はございません。 |
| 奥沢委員 | No.8について説明します。11月26日に現地立会を行いました。地上権設定者が草刈り等管理を行う計画であり、周囲は地上権設定者の田のみであることから、やむを得ないと判断しました。 |
| 宮本委員 | No.9について説明します。11月29日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで特に問題はございません。 |
| 西山委員 | No.10について説明します。11月26日に現地立会を行いました。長年荒れ放題の農地であり譲渡人も処分したい農地であったことから、やむを得ないと判断しました。 |
| 西山委員 | No.11について説明します。11月26日に現地立会を行いました。譲受人の従業員用駐車場が確保できていなかったことから近隣の農地を転用するものであり特に問題はございません。 |
| 高田委員 | No.12について説明します。11月26日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで特に問題はございません。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 西田委員 | No.9で事前着工と説明があったが事前着工はとんでもないことである。当人としては駄目であることを認識していたのではないかと？ |
| 森下職務代理者 | 今回総会へ提出することとなったのは譲受人が農業機械の部品の再利用をしており、農家の方に還元できる事業を行っていることから、SDGSの理念にも合致する。 |
| 吉岡推進委員長 | 農振除外の際に一度現地立会を行った。現地の状況を見ていったん保留し、置いている機械を一旦撤去させたいので農振除外の許可を行った経緯がある。 |
| 一同 | 他に意見なし。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第3号No.7～12について、一括して採決することに異議はございませんか。 |

| | |
|-----|---|
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 議案第3号No.7～12について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第3号No.7～12は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。 続きまして、議案第3号No.13～18について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | No.13 古山地区、所在地は古山界外の田1筆、面積は953㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は古山界外の〇〇さん、譲受人は〇〇の(株)〇〇 代表取締役〇〇さんです。施設の概要は、建築業用の資材置場として利用する計画です。申請地は、古山郵便局から北東へ約400mに位置し、周囲を宅地と山林に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。申請地は申請者の作業場に隣接しており、現在も休耕地であることから、今回の転用はやむをえないものと考えられます。工事計画は許可日より令和4年3月末日までの計画です。取水は無し、排水は雨水のみで、自然浸透及び既設側溝へ放流する計画です。区や隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 |
| 事務局 | No.14 花垣地区、所在地は予野の田2筆、面積は6,245㎡の内472㎡、貸人は〇〇の農事組合法人〇〇 代表理事〇〇さん、借人は〇〇の〇〇株式会社 代表取締役〇〇さんです。管理型最終処分場建設に伴う土砂置場沈砂池からの放流水を伊賀市所有の水路に放流することに伴う水路の加工区域を作業するための用地として一時転用するものです。申請地は花垣地区市民センターから北東へ約500mに位置し、農用区域内農地であるが、申請地を一時的な利用に供するために行うものであり、当該利用の目的を達成するうえで、当該農地を供することが必要であると認められることから問題はございません。工事計画は許可日より4か月間の計画です。工事期間中は水路工事用作業用地として利用し、工事終了後農地に復旧する旨同意書に記載されていることから問題はございません。砂防申請や加工申請も手続きされており、区や水利組合、土地改良区、隣接する土地所有者には申請内容を説明済みであり、周辺の農地に対して支障はありません。 |
| 事務局 | No.15 久米地区、所在地は四十九町の田1筆、面積は1,827㎡の内1219.0㎡で、公共工事用資材仮置場を目的とした一時転用です。賃貸人は、四十九町の〇〇さん、賃借人は有限会社〇〇 代表取締役〇〇さんです。施設の概要は、一時転用し、伊賀市重要給水施設排水管事業排水管布設替工事に伴う資材仮置場に利用するもので、両者の間で令和3年11月1日から令和4年3月31日までの5か月間の賃貸借契約が交わされています。申請地は、伊賀市役所から西約100mに位置する都市計画区域内、農業振興地域内、農用区域内農地です。排水管布設替え工事に伴う資材等仮置き場を目的とする一時的な利用に供するもので、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と判断します。工事現場の近接地には仮設置場として利用できる土地がなく、本申請地は幹線道路に面しており作業効率がよく、今回の転用はやむを得ないものと考えられます。土地造成について整地のみで、申請地内に表土を山積み回復用に残します。取水はなく、排水は雨水のみで、雨水については自然浸透です。事業は自己資金にて行い、全体事業費を上回る銀行の残高証明書が添付されています。賃貸借契約書に原状回復後返還すると記されており、工事終了後は確実に農地に復元されるものと考えます。11月からの工事に伴い既に資材等仮設置場として利用しているので顛末書を添付させての申請です。区や周辺地権者からの同意も得られており、近隣の農地所有者に事業計画について説明もされていることから、周辺農地への支障はないものと判断します。 |

| | |
|------|--|
| 事務局 | <p>No.16 上野地区、所在地は服部町3丁目の畑1筆、面積は370㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は上野車坂町の〇〇さん、譲受人及び貸人は大阪府藤井寺市の〇〇さん、借人は〇〇の株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。施設の概要は、借人が営む建設業の資材置場として利用するものです。申請地は、伊賀市役所旧庁舎から北東2kmに位置する農地で、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であることから、第3種農地と判断します。申請地は、開発が進み集合住宅など住宅の建築が進んでいる地域で農地として利用することは生産性がなく、経営縮小する渡し人から受人が譲り受け、受人の営む建設会社の資材置場として貸し出すものです。建設会社からも近く資材置場として利用することが合理的で当該農地に代えて申請の目的を達成できる土地が他になく、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成は整地のみ。取水はなく、排水は雨水のみで自然浸透及び西側に既設の道路側溝へ放流する計画です。資金計画については、自己資金にて行う計画となっており、預金通帳の写しが添付されています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、周辺地域に事業説明を行っており、転用について問題ないものと判断します。</p> |
| 事務局 | <p>No.17 依那古地区、所在地は依那具の畑1筆、面積は246㎡、転用しようとする地目は宅地です。貸人は依那具の〇〇さん、借人は野間の〇〇さん。施設の概要は、居宅1棟の新築です。申請地は、伊賀鉄道猪田道駅から南に500mに位置する農地で、南西に隣接する水稻に適した一団の農地とは別の農地と判断し、畑作物に適した基盤整備されていない狭小な農地であることから、第2種農地と判断します。貸人と借人は祖母と孫の関係で、申請地は、貸人の祖母の家の南側に隣接し、孫の借人が実家に戻って生活するために新築するもので、当該農地に代えて申請の目的を達成できる土地が他になく、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成は整地のみで取水は北側道路から上水を引込み、排水については、雑排水は北側道路に接続している集落排水へ接続し、雨水については、既存の集水桝へ放流します。資金計画については、住宅ローンにより行う計画となっており、ローン承諾書の写しが添付されています。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、周辺地域に事業説明を行っており、転用について問題ないものと判断します。</p> |
| 事務局 | <p>No.18 島ヶ原地区、所在地は島ヶ原の田3筆、面積は合計1,516㎡、転用しようとする地目は雑種地です。譲渡人は茨城県つくばみらい市の〇〇さん、譲受人は京都府相楽郡南山城村の〇〇さん。施設の概要は、受人が営む建設業の資材置場として利用するものです。申請地は、伊賀市役所島ヶ原支所から北東に2.5kmに位置する農地で、山林、雑種地、川に囲まれた基盤整備されていない10ha未満の農地であることから、第2種農地と判断します。申請地は、昭和55年当時から三国越林道の新設工事の資材置場として、当時から現在まで地権者と使用貸借契約を結び利用されていましたが、所有者が遠隔地に居住しておりこの度売買のうしでがであったため本申請となりました。長年資材置場として利用されており、受人が営む土木業の資材置場として利用することが合理的で当該農地に代えて申請の目的を達成できる土地が他になく、今回の転用はやむを得ないものと判断します。土地造成は整地のみで取水はなく、排水は雨水のみで申請地に集積し、西側道路を隔てた河川に放流します。工事等は既に完了しているため資金計画はありません。既に資材置場として利用しているため顛末書を添付させての申請です。万一周辺等へ被害を及ぼした場合は申請者が責任を持って解決することとなっております。また、周辺地域に事業説明を行っており、転用について問題ないものと判断します。</p> |
| 議長 | <p>只今の説明に関連して、古山・花垣地区担当委員、久米・上野地区担当委員、依那古地区担当委員、島ヶ原地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> |
| 森中委員 | <p>No.13について説明します。11月29日に現地立会を行いました。譲受人が所有する倉庫に隣接する農地であり、現在も背丈ほどのススキが繁茂している農地であり、資材置場として利用する計画であることから特に問題はありません。</p> |
| 森中委員 | <p>No.14について説明します。11月29日に現地立会を行いました。借人が水路加工工事をする際に重機を置くための一時転用であり、4月の田植えまでに終了する計画であることから特に問題はありません。</p> |

| | |
|------|--|
| 玉岡委員 | No.15について説明します。11月25日に現地立会を行いました。事務局の説明のとおりで特に問題はありません。 |
| 玉岡委員 | No.16について説明します。11月25日に現地立会を行いました。譲渡人が譲受人に譲渡し借人に貸す計画であり特に問題はありません。 |
| 藤室委員 | No.17について説明します。12月1日に現地立会を行いました。孫が帰ってきて家を建てるのに宅地スペースが無いことから転用するものであり特に問題はありません。 |
| 坂本委員 | No.18について説明します。12月2日に現地立会を行いました。昭和45年ごろから林道整備のための資材置場として利用してきたが、現在別の業者が資材置場として既に利用されており特に問題はありません。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。 議案第3号No.13～18について、一括して採決することに異議はございませんか。 |
| 一同 | 異議なし。 |
| 議長 | 議案第3号No.13～18について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第3号No.13～18は原案のとおり許可相当とすることに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして議案第4号「非農地証明下付願について」を議題とします。 議案第4号No.1～6について事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |
| 事務局 | No.1 西柘植地区、所在地は愛田の畑5筆、面積は合計632.61㎡、現況は山林です。願出人は愛田の〇〇さんです。場所は名阪国道下柘植インターから南東に約1kmにあり、山林に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。願出人が平成10年に相続した時点で既に山林化していたとのことで、現地調査でも山林であることを確認し農地に復元することは困難であるため非農地として問題ないと判断しました。 |
| 事務局 | No.2 山田地区、所在地は炊村の畑1筆、面積は343㎡、現況は宅地です。願出人は炊村の〇〇さんです。場所は名阪国道壬生野インターから南東に約2kmにあり、工場敷内の真ん中にある狭小な農地であることから第2種農地と判断します。平成8年に建物が建築され宅地として利用されており、現地調査でも工場敷地内で既に倉庫が建築されていることを確認し、農地に復元することは困難であるため非農地として問題ないと判断しました。 |
| 事務局 | No.3 花垣地区、所在地は予野の畑2筆、面積は合計1,359㎡、現況地目は山林です。願出人は予野の〇〇さんです。場所は、花垣地区市民センターから北に約400mに位置する土地で、周囲を山林等に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和60年代に雑木を植林されており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。 |
| 事務局 | No.4 鞆田地区、所在地は上友田の畑1筆、面積は53㎡、現況地目は宅地です。願出者は上友田の〇〇さんです。場所は、ともだ保育所から北西に約1,500mに位置する土地で、周囲の状況から、周囲を宅地等に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、平成10年に倉庫を建設されており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。 |

| | |
|------|--|
| 事務局 | No.5 鞆田地区、所在地は上友田の畑1筆、面積は109㎡、現況地目は宅地です。願出者は上友田の〇〇さんです。場所は、ともだ保育所から北西に約1,500mに位置する土地で、周囲の状況から、周囲を宅地等に囲まれた狭小な農地であることから第2種農地と判断します。当該農地は、昭和55年に物置を建設されており、当該地を農地に戻すことは困難で、非農地として問題はないと判断します。 |
| 事務局 | No.6 島ヶ原地区、所在地は島ヶ原の田1筆、面積は49㎡、現況は山林で、杉、檜が植林されています。願出人は上野丸之内の〇〇さんです。場所は、伊賀市役所島ヶ原支所から北西約3kmに位置しており、山林に囲まれた10ha未満の生産性の低い一団の農地でいずれの要件にも該当しないその他の農地第2種農地と判断します。申請地は、20年以上前に杉、檜を植林し現在に至っており、杉、檜の生育状況が確認できる写真を添付して申請されました。現地調査を行ったところ直径30cm～50cmになる杉、檜が植林されており20年以上の経過は明らかで、農地に戻すことは困難であり、非農地として問題ないと判断します。 |
| 議長 | 只今の説明に関連して、西柘植地区担当委員、山田地区担当委員、花垣地区担当委員、鞆田地区担当委員、島ヶ原地区担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。 |
| 奥沢委員 | No.1について説明します。11月26日に現地立会を行いました。20年以上前から山林となっており特に問題はありません。 |
| 宮本委員 | No.2について説明します。11月26日に現地立会を行いました。20年以上前から倉庫が建っており特に問題はありません。 |
| 森中委員 | No.3について説明します。11月29日に現地立会を行いました。直径30cm～50cmの雑木が繁茂しており特に問題はありません。 |
| 山本委員 | No.4について説明します。11月30日に現地立会を行いました。20年以上前から建物が建っており特に問題はありません。 |
| 山本委員 | No.5について説明します。11月30日に現地立会を行いました。20年以上前から建物が建っており特に問題はありません。 |
| 坂本委員 | No.6について説明します。12月2日に現地立会を行いました。杉・檜が植林されており特に問題はありません。 |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。 |
| 一同 | 意見なし |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第4号No.1～6について、一括して採決することに異議はございませんか。 |
| 一同 | 異議なし |
| 議長 | 議案第4号No.1～6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第4号No.1～6は原案のとおり下付することに決定しました。 |
| 議長 | 続きまして、議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。 |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により伊賀市長より農用地利用集積計画の決定を求められております。利用権設定が、新規設定19件、再設定44件で、田193筆、畑38筆で合計231筆。計画面積は合計339,432.18㎡です。</p> <p>(利用権全体説明)</p> <p>以上の農地利用集積計画の内容は伊賀市の基本構想に適合しており、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、耕作すべき農用地のすべてについて耕作を行うと認められ、また耕作に必要な農作業についても常時従事すると認められます。いずれの対象農地も効率的に利用することが認められ、対象農地の関係権利者全ての同意が得られており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。</p> <p>以上が農地利用集積計画の説明となります。</p> |
| 議長 | 説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。 |
| 一同 | 意見なし |
| 議長 | ご意見が無いようですので、質疑を終結し、採決いたします。議案第5号について、計画案のとおり意見の決定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 一同 | (挙手) |
| 議長 | 全員賛成ですので、議案第5号は、計画案のとおり意見の決定をすることに決定しました。 |
| 事務局 | つづきまして、事務局から「3. その他」の事項について説明願います。 |
| 事務局 | 特になし |
| 議長 | 以上で本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。 |
| 議長 | ご意見が無いようですので、以上をもちまして、伊賀市農業委員会第17回総会を閉会いたします。 |

会長は議事録を作成し、議事録署名者とともに署名する。

令和4年4月7日

会長

吉岡 康夫

⑩

議事録署名者

山本 好啓

⑩

議事録署名者

坂本 榮二

⑩